



インターネット と人権

インターネット の利用状況

国内のインターネット利用者数は、年々増加しており、平成22年の利用者は9462万人で、10年前の倍以上となっています。

また、平成22年の携帯電話・PHSの加入契約数は、1億2070万件、普及率は94・5%に上り、携帯電話等でインターネットを利用する人も増えています。

このように、パソコンをはじめ携帯電話等の情報端末が爆発的に普及している今日、インターネットは私たちの生活に必要不可欠な存在になっています。

インターネット をめぐる問題

インターネット上には有益な情報がある一方で、悪質な

サイトも存在します。詐欺や悪質商法に関するもの、著作権の侵害や名誉き損・誹謗中傷など、インターネットの普及に伴い、様々な問題が発生し、その中には犯罪となるケースも少なくありません。こうした問題となる情報を、一般的に「違法情報」「有害情報」と称しています。明らかに違法なものから、違法ではないが社会的な道徳観に反するものなど、多種多様な情報が流れています。

インターネット による人権侵害

インターネットは匿名性の高い世界です。インターネットに接続できる環境さえあれば、誰でも発信できるだけでなく、自らを明かさず、誰かになりすましたり、事実とは違う情報を発信することができます。

その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載するなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

これまで電子掲示板サイト

などへの差別の書き込みが問題となっていました。最近では、ブログ上にも見られるようになりました。

また、大きな問題として注目されているのが「学校裏サイト」と呼ばれる掲示板です。これは、小学校・中学校・高校に通う生徒達が、学校の公式サイトとは別に、同じ学校に通う生徒間での交流や情報交換を目的に立ち上げた非公式なサイトです。

嫌がらせや悪口の書き込みやいじめの画像が流れるなどの結果、いじめられていた生徒が自殺に至ったという悲しい事件も発生しています。

インターネット にもマナーを

インターネットは、危険で悪いものではなく、便利で楽しいものであるはず。そのため、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、適切にインターネットを利用するよう、私たちの意識を高めていくことが重要です。

インターネットの普及は、私たちに多大な恩恵をもたら

してくれましたが、これを便利なものにするのも、凶器にするのも私たち自身です。日常生活と同様に、インターネット上でも、ルールとマナーを守り、常に人権を尊重する気持ちを大切にして、インターネットを楽しく利用していきましょう。



広がる人権の花

11月、市内の小学校1年生を対象に、命の大切さや思いやりを学んでもらおうと、人権擁護委員が、「人権の花」(ヒヤシンス)の配布や紙芝居などを行いました。人権擁護委員は、市町村の区域で、法務局の職員と共に

人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っています。

広がる人権の花。みなさんは、生活の中で相手を思いやることができていますか。



人権啓発竹原ブロック研修会 ～人を思いやり、共に生きる 喜びを見つけるハーブと パーカッションの調べ～

日時 1月29日(日) 13:30～
場所 勤労青少年ホーム3階軽運動場
テーマ 「人を認めることの大切さ」
講師 田中ゆかさん
伊藤ひろしさん

問い合わせ

人権センター
☎ 22-3726

